

菊池市観光情報発信映像作成業務委託 仕様書

第1条（適用）

本仕様書は、菊池市（以下「委託者」という。）が実施する「菊池市観光情報発信映像作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

本業務は、本市の持つ観光資源である菊池温泉や清らかな水から作られる米や食（グルメ）、自然や体験など豊富な資源をそれぞれのテーマごとに映像作成し国内外の観光客に対して発信するとともに、菊池渓谷を起点とし菊池市内に誘客を図ることを目的として行うものである。

第3条（委託概要）

- (1) 履行期間： 契約締結日翌日から令和2年2月28日まで
- (2) 委託料上限額：1,848,000円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) 作業内容：
 - ア 映像の企画、デザイン、データの作成、写真・映像撮影、加工編集、翻訳、校正等の映像作成に必要な全ての業務を含むものとする。
 - イ 映像作品は、それぞれのテーマごとに3分前後のものとする。
 - ウ 映像は特定の店舗等をスポットとして紹介するものではなく、テーマについて訴求する内容とする。
 - エ 取材に関する施設等への協力依頼及び調整については受注者が行なうものとし、菊池市は業務の遂行に協力するものとする。
 - オ 必要に応じ作成にはモデルを活用すること。
 - カ 外国人や聴覚障がいを持つ方等にも配慮し作成すること。言語については、国外の観光客にも伝わるよう多言語（英語・中国語（繁体字・簡体字）・韓国語）を考慮して制作すること。
- (4) 映像テーマ：

下記の6テーマを作成することとするが、その他の追加提案も可とする。また、契約後の協議によりテーマは変更となる可能性がある。下記の「必須」と記載のものは映像に必ず組み込むものとする。

 - ① 自然（必須：菊池渓谷。その他例：ホテル・桜・菊など）
 - ② 温泉・宿泊（必須：温泉。その他例：立ち寄り湯・足湯・旅館・民泊など）
 - ③ 遊び・体験・アウトドア（必須：遊具・和菓子作り体験。その他例：カヤック・四季の里旭志・菊池市ふるさと創生市民広場など）
 - ④ 食事・グルメ・特産品（必須：お米・メロン。その他例：ランチ・和菓子・アイス・旭志牛など）

⑤ 歴史・学び（必須：菊池市生涯学習センターキクロス。その他例：菊池一族・菊池神社・孔子公園など）

⑥ イベント（例：菊池夏まつり・白龍・泗水夏まつり・コスモスまつりなど）

(5) 校正・内容確認：

作成する内容については事実確認に注意し、厳密な校正をおこなうこと。また、委託者が校了と判断するまで行なうものとする。

(6) その他：

①映像成果は主に菊池溪谷ビジターセンター（仮称）内で放映するため、菊池市内への誘客・回遊を主たる目的として作成を行う。

②成果品は、CD-ROM等で納品するものとする。形式等については機器等の納入状況に合わせて別途協議するものとする。

第4条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施するものとする。

第5条（受託者の義務）

受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。

2 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行する。

なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第6条（業務実施計画書等の提出）

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに委託者と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、委託者の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者経歴書（履歴書）
- (4) 工程表
- (5) その他委託者が指示する書類

第7条（工程管理）

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、委託者に報告しなければならない。

第8条（貸与資料）

本業務の実施にあたり必要な資料を委託者より貸与するので、受託者は責任を持ってこれを管理し、汚損・紛失等の無いよう取り扱いには万全の注意を払うこととする。

また、受託者は貸与された資料の重要性を認識し、個人情報保護の観点から情報の流出には十分留意し、常に貸与資料の管理状況を明確にし、必要がなくなった場合には速やかに返却するものとする。

第9条（損害賠償）

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

第10条（秘密の遵守）

受託者は、個人情報保護法を遵守し、委託者からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

第11条（瑕疵）

受託者は、本業務完了後であっても、成果品に瑕疵が発見された場合には速やかに委託者の必要と認められる修正等を受託者の負担において行うものとする。

第12条（著作権の譲渡等）

本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに撮影したもの等に関する著作権は、菊池市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、それらを使用する場合がある。詳細は請負業者特定後に協議するものとする。

第13条（完了・検査）

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、委託者の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

第14条（疑義等）

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、委託者・受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

第 15 条（受託者の特定）

本業務の受託者は、「菊池市公募型プロポーザル方式」により特定する。